

高事第 1731号
平成28年9月27日

各施設長（管理者）様

大阪府福祉部高齢介護室長
（公印省略）

介護職員が行う喀痰吸引等業務に関する注意喚起について（通知）

日頃から、本府高齢者福祉行政の推進にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、介護職員による喀痰吸引等業務に関し、不適切な内容で実施されているとの通報等により、改善勧告を行う事例が相次いでいます。

施設、事業所等において、介護職員が喀痰吸引等業務を行う場合は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に定められた要件に基づき、適切に実施することが必要です。

については、貴施設における実施状況につき定期的な自主点検を行い、利用者の安全の徹底を行っていただくようお願いします。

【主な改善勧告の事例】

- ・研修を修了していない介護職員による喀痰吸引等業務の実施
- ・認定された範囲を越えた業務の実施
（経過措置の認定にもかかわらず、胃ろうの接続・注入を行うケースなど）
- ・事業者登録を行わず介護職員による喀痰吸引等業務の実施
- ・業務方法書に従わない喀痰吸引業務の実施
（医師の指示書がない、各入所者の業務計画書が策定されていない、日々の実施記録の記載がない、医師に実施状況報告がないなど）
- ・変更届の未提出
（喀痰吸引等業務従事者に変更があった場合などにおいて、変更届が未提出）

大阪府福祉部高齢介護室
介護事業者課施設指導グループ
TEL 06-6944-7106
FAX 06-6944-6670